

平成27年10月から 社会保障・税番号（マイナンバー）制度がスタート

平成27年10月に国民一人ひとりに個人番号が付番され、社会保障・税番号（マイナンバー）制度がスタートします。そして、平成28年1月から、市民の皆さんの申請により「個人番号カード」が交付されることとなります。本市では制度のスタートに合わせ、社会保障・税番号制度について市民の皆さんに周知していきます。なお、広報かがやき3月号から、本制度の概要をQ&A形式にて連載します。
問い合わせ／社会保障・税番号制度導入プロジェクト（内線2297）

■ 社会保障・税番号制度とは

行政運営を効率化し、皆さんの利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。制度の導入により、申請の際の書類が簡素化されるなど、皆さんの負担が軽減されるほか、所得や行政サービスの受給状況などが正確に把握しやすくなり、困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。住民票を有する全ての方に12桁の個人番号（マイナンバー）を付番し、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関などに存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用します。

■ 個人番号

- 住民票のある方に1人1番号（12桁）を作成し、原則として生涯を通し同じ番号を使用していただきます。
- 平成27年10月から、国より個人番号を記載した「通知カード」が送付されます。

■ 個人番号カード

- 平成28年1月から、個人番号カード（顔写真付きのICカード）を、申請した方に交付します。
- 個人番号、氏名、住所、性別、生年月日等が記載されます。
- 本人確認のための身分証明書として使えるほか、市が行うサービスに利用できます。
- e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書があらかじめ搭載されます。
- ※本制度の導入に伴い、平成28年1月以降、住民基本台帳カードは交付しません。既にお持ちのカードは有効期限まで利用できます（個人番号カードとの重複所持はできません）



ひなちゃんに特別個人番号 カードを交付しました



社会保障・税番号制度の広報の一環として、1月5日の市役所新館開所式にて原口市長より、本市のメインキャラクター「ひなちゃん」を特別住民登録し、特別個人番号カード*を交付しました。

*鴻巣市が独自の目的で交付を行っています。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に規定される「個人番号カード」ではありません。

個人番号 カードの イメージ

		裏面							
		個人番号 0000 0000 0000							
									
		<table border="1"> <tr> <td>特別電子証明書の有効期限</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> </table>		特別電子証明書の有効期限	年月日	年月日		年月日	年月日
特別電子証明書の有効期限	年月日	年月日							
	年月日	年月日							
氏名 鴻巣 太郎		表面							
住所 埼玉県鴻巣市中央1番1号		個人番号カード							
性別 男		平成〇年〇月〇日生まれ 平成〇年〇月〇日まで有効							
		鴻巣市長 原口 和久							
		サインパネル領域							

番号制度全般に関する問い合わせ

国のマイナンバーコールセンター
(☎ 0570 - 20 - 0178)

※受付時間は、9時30分～17時30分（土・日・祝日及び年末年始を除く）

マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」▶

